

昭和四十七年総理府・大蔵省令第一号

沖縄振興開発金融公庫法施行規則

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の規定に基づき、及び沖縄振興開発金融公庫法を実施するため、並びに沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の三第一項第三号及び第五号、第四条第二号並びに第十条第一項及び第二項の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行規則を次のように定める。

（法第十九条第一項第八号の主務省令で定める中小規模の事業者）

第一条 沖縄振興開発金融公庫法（以下「法」という。）第十九条第一項第八号の主務省令で定める中小規模の事業者は、資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下又は常時使用する従業員の数が三百人以下の会社であつて、次に掲げる業種に属する事業を営むものとする。

一 農業
二 林業
三 渔業
四 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）

（法第二十条第一項の主務省令で定める金融機関）

第一条の二 法第二十条第一項の主務省令で定める金融機関は、次項に定める場合を除き、次に掲げるものとする。

一 銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。第一条の四において同じ。）長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第一条の四において同じ。）、信用金庫及び労働金庫

二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会並びに農林中央金庫

三 株式会社商工組合中央金庫

四 保険会社

五 次に掲げる要件を満たす者

イ 農林漁業者（沖縄振興開発金融公庫法施行令（以下「令」という。）第二条第一号及び第二号に掲げる者をいう。）又は中小企業者（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。）の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。

ロ 法人である貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）であること。

ハ 資本金の額が五億円以上であること。

2 法第二十一条第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）が受託した独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第一号又は第二号に規定する業務及びこれらに附帯する業務を委託する場合にあつては、法第二十条第一項の主務省令で定める金融機関は、前項に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

一 無尽会社

二 法人である貸金業者

（業務方法書の記載事項）

第一条の三 法第二十二条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 貸付けに関する事項

1 貸付金の用途

2 貸付けの相手方

3 利率

4 借還期限

5 据置期間

6 貸付金額の限度

7 ロイ

8 ハニ

9 リチ

10 ルヌ

11 ハニ

12 ル

13 ト

14 ニ

15 ハ

16 リ

17 チ

18 ル

19 保証人

20 債務の保証

21 債務の保証

22 債務の保証

23 債務の保証

24 債務の保証

25 債務の保証

26 債務の保証

27 債務の保証

28 債務の保証

29 債務の保証

30 債務の保証

31 債務の保証

32 債務の保証

33 債務の保証

34 債務の保証

35 債務の保証

36 債務の保証

37 債務の保証

38 債務の保証

39 債務の保証

40 債務の保証

41 債務の保証

42 債務の保証

43 債務の保証

44 債務の保証

45 債務の保証

46 債務の保証

47 債務の保証

48 債務の保証

49 債務の保証

50 債務の保証

51 債務の保証

52 債務の保証

53 債務の保証

54 債務の保証

55 債務の保証

56 債務の保証

57 債務の保証

58 債務の保証

59 債務の保証

60 債務の保証

61 債務の保証

62 債務の保証

63 債務の保証

64 債務の保証

65 債務の保証

66 債務の保証

67 債務の保証

68 債務の保証

69 債務の保証

70 債務の保証

71 債務の保証

72 債務の保証

73 債務の保証

74 債務の保証

75 債務の保証

76 債務の保証

77 債務の保証

78 債務の保証

79 債務の保証

80 債務の保証

81 債務の保証

82 債務の保証

83 債務の保証

84 債務の保証

85 債務の保証

86 債務の保証

87 債務の保証

88 債務の保証

89 債務の保証

90 債務の保証

91 債務の保証

92 債務の保証

93 債務の保証

94 債務の保証

95 債務の保証

96 債務の保証

97 債務の保証

98 債務の保証

99 債務の保証

100 債務の保証

101 債務の保証

102 債務の保証

103 債務の保証

104 債務の保証

105 債務の保証

106 債務の保証

107 債務の保証

108 債務の保証

109 債務の保証

110 債務の保証

111 債務の保証

112 債務の保証

113 債務の保証

114 債務の保証

115 債務の保証

116 債務の保証

117 債務の保証

118 債務の保証

119 債務の保証

120 債務の保証

121 債務の保証

122 債務の保証

123 債務の保証

124 債務の保証

125 債務の保証

126 債務の保証

127 債務の保証

128 債務の保証

129 債務の保証

130 債務の保証

131 債務の保証

132 債務の保証

133 債務の保証

134 債務の保証

135 債務の保証

136 債務の保証

137 債務の保証

138 債務の保証

139 債務の保証

140 債務の保証

141 債務の保証

142 債務の保証

143 債務の保証

144 債務の保証

145 債務の保証

146 債務の保証

147 債務の保証

148 債務の保証

149 債務の保証

150 債務の保証

151 債務の保証

152 債務の保証

153 債務の保証

154 債務の保証

155 債務の保証

156 債務の保証

157 債務の保証

158 債務の保証

159 債務の保証

160 債務の保証

161 債務の保証

162 債務の保証

163 債務の保証

164 債務の保証

165 債務の保証

166 債務の保証

167 債務の保証

168 債務の保証

169 債務の保証

170 債務の保証

171 債務の保証

172 債務の保証

173 債務の保証

174 債務の保証

175 債務の保証

176 債務の保証

177 債務の保証

178 債務の保証

179 債務の保証

180 債務の保証

181 債務の保証

182 債務の保証

183 債務の保証

184 債務の保証

185 債務の保証

186 債務の保証

187 債務の保証

188 債務の保証

189 債務の保証

190 債務の保証

191 債務の保証

192 債務の保証

193 債務の保証

194 債務の保証

195 債務の保証

196 債務の保証

197 債務の保証

198 債務の保証

199 債務の保証

200 債務の保証

201 債務の保証

202 債務の保証

203 債務の保証

204 債務の保証

205 債務の保証

206 債務の保証

207 債務の保証

208 債務の保証

209 債務の保証

210 債務の保証

211 債務の保証

212 債務の保証

213 債務の保証

214 債務の保証

215 債務の保証

216 債務の保証

217 債務の保証

218 債務の保証

219 債務の保証

220 債務の保

(令第一条の三第一項第五号ホに規定する主務省令で定めるとき)

第二条

令第一条の三第三項第五号ホの主務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

- 一 令第一条の三第一項第五号ホ(1)に掲げる場合 次に掲げるとき。
 - イ 住宅部分を有する家屋（以下この条において「住宅家屋」という。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項の規定による除却の命令を受けたとき。
 - ロ 住宅家屋について次に掲げる法律の規定による勧告（当該住宅家屋の除却を実施すべき旨のものに限る。）を受けたとき。
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第七十六条第一項
- 三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第九十二条第一項

ハ 住宅家屋について除却する必要があり、かつ、当該住宅家屋の敷地の全部又は一部が次に掲げる区域に含まれるとき。

（1） 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第二百三十二号）第三条第二項第一号に規定する区域

- （2） 建築基準法第三十九条第一項の規定により地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（同条第二項の規定により当該区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止が定められた区域に限る。）
- 二 住宅家屋について除却する必要があり、かつ、当該住宅家屋について除却その他これに準ずる措置に要する費用の全部又は一部について補助を行うものとして地方公共団体の長が補助金の交付を決定したとき。
- 三 令第一条の三第一項第五号ホ(2)に掲げる場合 次に掲げるとき。

イ 住宅家屋について建築基準法第九条第一項の規定による移転の命令を受けたとき。

- （1） 住宅家屋について前号ロ(1)又は(2)に掲げる法律の規定による勧告（当該住宅家屋の移転を実施すべき旨のものに限る。）を受けたとき。
- （2） 住宅家屋について移転する必要があり、かつ、当該住宅家屋の敷地の全部又は一部が前号ハ(1)又は(2)に掲げる区域に含まれるとき。

- ニ 住宅家屋について移転する必要があり、かつ、当該住宅家屋について移転その他これに準ずる措置に要する費用の全部又は一部について補助を行うものとして地方公共団体の長が補助金の交付を決定したとき。

（令第一条の三第二項第七号に規定する耐火建築物等）

第三条 令第一条の三第一項第七号に規定する主務省令で定める建築物は、次の各号に該当する建築物とする。

- 一 外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。
- 二 屋根が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。
- 三 前二号に定めるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。

（2） 令第一条の三第一項第八号に規定する主務省令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合が建築基準法第五十二条第一項から第九項までの規定による限度の二分の一（現に存する一又は二以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）にマンションを新たに建築する場合にあつては三分の一）以上であること。
- 二 次のいずれかに該当すること。
- イ 次に掲げる要件に該当すること。

（1） 敷地面積が五百平方メートル以上であること。

（2） その敷地内に次に掲げる要件に該当する空地又はこれに準ずるものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める空地を有すること。

- （i） 建築基準法第五十三条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度（以下「建ぺい率限度」という。）が定められている場合にあつては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が一から当該建ぺい率限度を減じた数値に十分の二を加えた数値以上であること。
- （ii） 建ぺい率限度が定められていない場合にあつては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が十分の二以上であること。

- ロ 土地の利用が細分されていること等により土地の利用状況が不健全な土地の区域において建替え（現に存する建築物を除却するとともに、その建築物が存していた土地の全部又は一部の区域に新たに建築物を建設すること（新たに建設する建築物と一体の建築物を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。）をいう。）により新たに建設するものであつて、従前の細分された二以上の敷地を一の敷地とするもの又はこれに準ずるものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める基準に該当するものであること。
- ハ 施行再建マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第七号に規定する施行再建マンションをいう。）又は売却再建マンション（同項第十号に規定する売却マンションが除却されるとともに、当該売却マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）に新たに建設されるマンションをいう。）であつて、敷地面積が三百平方米メートル以上であること。

（令第四条第一号に規定する基準）

- 第四条 令第四条第二号に規定する主務省令で定める基準は、生活衛生関係営業者が営む当該営業に現に使用されている者であつて当該営業又は当該営業と同一の業種に属する営業に通算して六年以上使用されているものであることとする。

第五条 公庫は、住宅宅地債券令（昭和（住宅宅地債券積立者の募集及び選定）

第五条 公庫は、住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第百四十六号）第四条に規定する住宅宅地債券積立者（以下「積立者」という。）を選定しようとするときは、募集の方法によつてしなければならない。

前項の募集に当たっては、次の各号に掲げる事項を広告するものとする。
一 積立者が引き受けこととなる沖縄振興開発公庫住宅宅地債券（以下「住宅宅地債券」という。）の申込みの期日

イ 区分所有者団体引受住宅宅地債券（住宅宅地債券令第一條第二項に規定する区分所有者団体引受住宅宅地債券をいう。以下同じ。）以外の住宅宅地債券に係る積立者を募集する場合（積立者が引き受けることとなる住宅宅地債券についての割引率、額面金額及び払込額（積立期間（住宅宅地債券の募集の広告の日から最終払込みの日までの期間をいう。以下この号において同じ。）内に金融情勢の変化による割引率の変更及びそれに伴う額面金額又は払込額の変更があるものとして募集する場合は、それぞれ当該募集の広告の日における割引率、額面金額の予定額及び払込みの概算額（当該募集の広告の日における割引率により計算して得られる払込額をいう。）とし、積立期間内にこれらの変更を行うことがある旨を付記するものとする。）口 区分所有者団体引受住宅宅地債券に係る積立者を募集する場合（積立者が引き受けることとなる住宅宅地債券についての利率（積立期間内に金融情勢の変化による利率の変更があるものとして募集する場合は、当該募集の広告の日における利率とし、積立期間内にその変更を行うことがある旨を付記するものとする。）、額面金額及び払込額積立者が引き受けることとなる住宅宅地債券についての払込みの方法

積立者が引き受けることとなる住宅宅地債券の償還期限その他住宅宅地債券の償還に関する事項
積立者による債券の引取の支拂い又は返却及び現金（五千円以上者日本一社）

六 王
和立者が引き受けたこととなる住宅宅地債券の利息の支拂の方法及び期限（区分所有者団体引受住宅宅地債券に係る積立者の募集する場合に附す）当該募集に係る積立者の数（区分所有者団体引受住宅宅地債券に係る積立者の募集に附すは、当該募集に係る積立者の口数）

3 次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
一 前項第一号の明日 次の規定による責立者の選定の日から當該朝日をもって、そりやうの第一回の申込みの朝日を定め、当該朝日から、るる毎月等（一ヶ月間をもって、原則として毎月二回

（区分所有者団体引受住宅宅地債券にあつては、毎年一回）となるよう定めること。
二 前項第一号の払込額 各回おおむね均等額となり、かつ、その合計額がおおむね二百二十万円から六百六十万円まで（区分所有者団体引受住宅宅地債券にあつては、五百万円）となるよう

第六条 公庫は、前条第一項の募集に応じた者の数（区分所有者団体引受け住宅宅地債券に係る募集の場合にあつては、募集に応じた者が希望する積立ての口数の合計）が同条第二項第六号に規定す
定めること

(積立手帳) 第二回、貢は、角兵の見合にござり、貢五郎と腰元を以て、腰元が主計と申す。腰元は、主計の見合にて、腰元の主計と申す。

2 び名称並びに管理者又は理事の住所及び氏名)並びに記番号を記載した積立手帳(以下「手帳」という。)を交付するものとする。

3 めるところにより、その者に届け出させるものとする。
公庫は、積立者が手帳を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、公庫の定めるところにより、公庫に再交付を申請させるものとする。

（三）「おおきな石碑で、大きなおもむき合いでおしゃべりするの、そのうの三神を三つに七ヶ所のくじらの頭の上に立てる。」

第八条 住宅宅地賃貸券令第三条第一項に規定する主務省令で定める事項は、手帳の記番号とする。
(住宅宅地賃貸券発行の認可申請書の記載事項)

により区分した数とし、区分所有者団体引受住宅宅地債券の場合にあつては当該年度に区分所有者団体引受住宅宅地債券を引き受けることとなる積立者に係る積立ての総口数とする。

(施行期日) 附則抄

この規則は、公布の日から施行し、第三十八条の規定は、昭和四十七年五月十五日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、第三十八条の規定は、昭和四十七年五月十五日から適用する。
沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令（平成八年総理府・大蔵省令第二号）の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に公庫の承認の申請を行つた造成した土地又は造

3 沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令(平成八年總理府・大蔵省令第号)の施行の日から平成十五年三月三十日までの間に公庫の承認の申請を行つた造成した土地又は造成した土地に係る借地権の譲渡についての第二十七条の規定の適用については、同条中「二年以内に住宅若しくは利便施設の建設」とあるのは、「三年以内に住宅の建設に着手しないとき若しくは

4 沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令（平成九年總理府・大藏省令第二号）の施行の日から平成十四年三月三十日までの間に公庫の承認の申請を行つた造成した土地又は造成した土地に係る借地権の譲渡についての第二十七条の規定の適用については、同条中「第十九条第一項第三号イ又はロ」とあるのは「第十九条第一項第三号イ」と、「三年以内」とあるのは「四年以内」に利便施設の建設とする。

年以内（譲受人が、公庫が主務大臣の承認を得て定める者である場合にあつては、六年以内）、譲受人が同号の規定に該当する者である場合にあつては、正当な理由がなくて当該土地又は借地権の目的となつている土地に譲渡を受けた日から三年以内」とする。

5 公庫が沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令（平成二十年内閣府・財務省令第十一号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間にその建設又は購入に必要な資金の貸付けの申込みを受けた建築物についての第三条の二第一項第二号の規定の適用については、「十分の二」とあるのは「十分の一」とする。

6 公庫が沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令（平成二十一年内閣府・財務省令第三号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間にその建設又は購入に必要な資金の貸付けの申込みを受けた建築物についての第三条の二第一項第二号の規定の適用については、「五百平方メートル」とあるのは「三百平方メートル」とする。

7 公庫が沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令（平成二十一年内閣府・財務省令第四号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間にその建設又は購入に必要な資金の貸付けの申込みを受けた建築物についての第三条の二第一項第一号の規定の適用については、「三分の一」とあるのは「三分の一」とする。

附 則（昭和四八年五月二一日總理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年一〇月五日總理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月三一日總理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年九月一〇日總理府・大蔵省令第二号）

この命令は、公布の日から施行し、昭和五十年八月一日以後に発生した災害から適用する。

附 則（昭和五一年五月一四日總理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行し、改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、昭和五十一年五月十日から適用する。

附 則（昭和五一年六月二五日總理府・大蔵省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年四月五日總理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年四月一〇日總理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年四月二五日總理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年五月三〇日總理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年四月一五日總理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月一九日總理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年八月一五日總理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年四月二三日總理府・大蔵省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年四月八日總理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年四月二八日總理府・大蔵省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

この命令は、公布の日から施行する。

この命令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、昭和六十年五月一日から適用する。ただし、改正後の同規則第二十九条第一項の規定は、沖縄振興開発金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものとし、沖縄振興開発金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

この命令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、沖縄振興開発金融公庫が昭和六十二年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものとし、沖縄振興開発金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

この命令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、沖縄振興開発金融公庫が昭和六十二年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものとし、沖縄振興開発金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

この命令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、沖縄振興開発金融公庫が昭和六十二年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものとし、沖縄振興開発金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

この命令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、沖縄振興開発金融公庫が昭和六十二年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものとし、沖縄振興開発金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

この命令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、沖縄振興開発金融公庫が昭和六十二年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものとし、沖縄振興開発金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

この命令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、沖縄振興開発金融公庫が昭和六十二年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものとし、沖縄振興開発金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年一二月一日総理府・大蔵省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年二月一四日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年四月二一日総理府・大蔵省令第二号）

（施行期日）

この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則第十五条及び第三十一条の規定は、沖縄振興開発金融公庫がこの命令の施行の日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、沖縄振興開発金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成元年六月一六日総理府・大蔵省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年一一月二八日総理府・大蔵省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一一月二〇日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年九月一九日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第一項第八号を削る規定は、平成三年十月一日から施行する。

附 則（平成五年六月一五日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一一月二七日総理府・大蔵省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年七月一五日総理府・大蔵省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月三一日総理府・大蔵省令第一号）

（施行期日）

この命令は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、沖縄振興開発金融公庫が平成七年四月一日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成七年一一月一〇日総理府・大蔵省令第二号）

（施行期日）

この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、沖縄振興開発金融公庫がこの命令の施行の日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成八年五月一日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年二月二五日総理府・大蔵省令第一号）

（施行期日）

この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、沖縄振興開発金融公庫がこの命令の施行の日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成九年四月一日総理府・大蔵省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月一二日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年四月九日総理府・大蔵省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月二一日総理府・大蔵省令第一五号）

（施行期日）

1 この命令は、平成十年十一月二十日から施行する。

（経過措置）

2 この命令の施行の際中高層階住居専用地区に關し、決定されている都市計画又は行われている都市計画の決定若しくは変更の手続は、この命令による改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則第三条の二第一項第一号に規定する特別用途地区に關する都市計画又は都市計画の決定若しくは変更の手続とみなす。

附 則（平成一〇年一二月一八日総理府・大蔵省令第五九号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年四月一日総理府・大蔵省令第二七号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月一一日総理府・大蔵省令第五〇号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年六月二六日総理府・大蔵省令第二七号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二八日総理府・大蔵省令第六二号）

この命令は、環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日内閣府・財務省令第五号）

この命令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年八月三日内閣府・財務省令第六号）

この命令は、平成十三年八月五日から施行する。

附 則（平成一三年一一月二八日内閣府・財務省令第八号）

この命令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年四月一日内閣府・財務省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年五月三一日内閣府・財務省令第四号）

この命令は、平成十四年六月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月二七日内閣府・財務省令第六号）

この命令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月二七日内閣府・財務省令第七号）

この命令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一五年四月一日内閣府・財務省令第六号）

（施行期日）

1 この命令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の第三条の二第一項第二号の規定は、公庫がこの命令の施行の日以後に申込みを受理した資金の貸付け（その建設について同日前に公庫の承認を受けた建築物（以下この条において「公庫承認済建築物」という。）を購入する者に係るものを除く。）から適用するものとし、公庫が同日前に申込みを受理したもの（公庫承認済建築物を購入する者に係る資金にあつては、同日以後に申込みを受理したものとむ。）については、なお、従前の例による。

附 則（平成一五年六月一日内閣府・財務省令第九号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年六月三〇日内閣府・財務省令第二号）

この命令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年六月一日内閣府・財務省令第三号）

この命令は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日内閣府・財務省令第七号）

この命令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日内閣府・財務省令第二号）

この命令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年二月二一日内閣府・財務省令第七号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年四月二五日内閣府・財務省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年六月三〇日内閣府・財務省令第五号）

この命令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成一〇年九月三〇日内閣府・財務省令第九号）

（施行期日）

第一条 この命令は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「法人であつて一般社団法人又は一般財團法人であるもの」に、「同条の法人」を「法人であつて一般社団法人又は一般財團法人であるもの」に改める部分並びに第二十八条の二の改正規定中「民法第三十四条の規定により設立した法人」を「設立した法人であつて一般社団法人又は一般財團法人であるもの」に改める部分は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十一月一日）から施行する。（業務方法書に記載すべき事項に関する経過措置）

第二条 法第二十二条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、第一条の三各号に掲げるもののほか、公庫が株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律附則第六条の規定に基づき同法第二十九条の規定の施行前に受けた申込みに係る資金の貸付けその他の業務に関し必要な事項

附 則（平成一〇年一二月二三日内閣府・財務省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年四月三〇日内閣府・財務省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年六月五日内閣府・財務省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年四月一日内閣府・財務省令第五号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年八月三〇日内閣府・財務省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年九月二〇日内閣府・財務省令第二号）抄

（施行期日）

1 この命令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成一十五年法律第五十七号）の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

附 則（平成二六年一二月二四日内閣府・財務省令第五号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一〇月一日内閣府・財務省令第四号）

この命令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則（令和三年一〇月二九日内閣府・財務省令第六号）

この命令は、沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則（令和四年三月三一日内閣府・財務省令第一号）

（施行期日）

第一条 この命令は、令和四年四月一日から施行する。

（沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令の廃止）

第二条 沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令（昭和四十八年総理府・大蔵省令第一号）は、廃止する。